

ノートン™ 360 マルチデバイス月額版サービス利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1条 本規約の目的

1. 本規約は、[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)（以下「当社」といいます）が提供するノートン™ 360 マルチデバイス月額版（以下「本サービス」といいます）の利用について定めるものです。

2. （略）

第2条 本規約の範囲

1. （略）

2. （略）

3. 本規約に定めのない提供条件については、OCN ペイオン利用規約および [IP 通信網サービス契約約款](#)、Norton オンラインソフトウェアサービス使用許諾の定めによるものとします。

4. （略）

5. 本規約と OCN ペイオン利用規約、および [IP 通信網サービス契約約款](#)、Norton オンラインソフトウェアサービス使用許諾の内容に齟齬が生じた場合、本規約の規定が優先されるものとします。

第3条 （略）

第1条 本規約の目的

1. 本規約は、[株式会社 NTT ドコモ](#)（以下「当社」といいます）が提供するノートン™ 360 マルチデバイス月額版（以下「本サービス」といいます）の利用について定めるものです。

1. 2. （略）

第2条 本規約の範囲

1. （略）

2. （略）

3. 本規約に定めのない提供条件については、OCN ペイオン利用規約および [IP 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)、Norton オンラインソフトウェアサービス使用許諾の定めによるものとします。

4. （略）

5. 本規約と OCN ペイオン利用規約、および [IP 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)、Norton オンラインソフトウェアサービス使用許諾の内容に齟齬が生じた場合、本規約の規定が優先されるものとします。

第3条 （略）

第4条 定義

1. 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

(1) (略)

(2) 「OCN サービス」とは、[IP 通信網サービス契約約款](#)に従い提供されるサービスを指します。

(3) 「契約者」とは、当社が提供する OCN サービスに関する [IP 通信網サービス契約約款](#)、OCN ペイオンに関する OCN ペイオン利用規約、並びに本規約に同意したものを指します。

(4) (略)

第5条～第24条 (略)

第4条 定義

1. 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

(1) (略)

(2) 「OCN サービス」とは、[IP 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)に従い提供されるサービスを指します。

(3) 「契約者」とは、当社が提供する OCN サービスに関する [IP 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)、OCN ペイオンに関する OCN ペイオン利用規約、並びに本規約に同意したものを指します。

(4) (略)

第5条～第24条 (略)

[附 則 \(令和5年6月15日 レパN009600000741-01\)](#)
[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。](#)
[\(吸収合併に伴う取り扱いについて\)](#)

[2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社 \(以下「レゾナント」といいます。\) が次の表の左欄の規約 \(以下「旧規約」といいます。\) の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約 \(以下「新規約」といいます。\) の規定によるものとします。](#)

旧規約	新規約
ノートン™360 マルチデバイス月額版サービス利用規約	ノートン™360 マルチデバイス月額版サービス利用規約

[3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のおりとし](#)
[ます。](#)

[4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。](#)